

墨田区監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和2年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年3月23日

墨田区監査委員	長谷川 昌 伸
同	寺 田 政 弘
同	井 尾 仁 志
同	大 越 勝 広

令和2年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査結果報告書

第1 定期監査（第2回）及び行政監査

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

2 監査対象

前回監査日以降に処理した事務事業で、主に令和2年度の執行に係るもの

3 監査対象部局

別表のとおり

4 監査実施期間

令和2年10月1日（木）から令和3年2月10日（水）まで

5 監査方針

- (1) 事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2) 事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。
- (3) 予算の執行及び管理は、適正に行われているか。
- (4) 金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。
- (5) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

6 監査項目

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 給与・サービスに関する事務
- (3) 物品管理に関する事務
- (4) 扶助費に関する事務
- (5) 補助金に関する事務
- (6) その他

7 行政監査

国は次世代を担う子どもたちの健全な育成を進めるため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体を「特定事業主」と位置づけ、職員の仕事と子育ての両立を支援するための集中的・計画的な実効性のある取組を策定することを定めた。それを受けて区では平成17年3月に特定事業主行動計画を策定し、様々な取組を実施してきた。

その後、法改正による施行期間の延長を経て、平成27年3月に新たに「墨田区職員のための仕事と子育て両立支援プラン」特定事業主行動計画<前期計画>を策定、令和2年2月には令和2年度から令和6年度までの特定事業主行動計画<後期計画>（以下、「行動計画」という。）を策定し、更なる推進に努めているところである。

今回の行政監査については、「行動計画」で目標とされている「年次有給休暇や育児休業の取得」、「超過勤務時間の削減」などの取組が、適切かつ着実に行われているかどうかを確認するため「職員の仕事と子育ての両立に向けた取組」をテーマとし、定期監査と併せて行った。

8 監査結果

(1) 定期監査

ア 指摘事項

(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあつた。

a 事案の決定手続が確認できないもの

(a) 消耗品の購入や修繕に係る起案文書がないものがあつた。(防災課、すみだ教育研究所)

(b) 起案文書に事案の決定権者の押印や承認がないまま、事務事業が行われているものがあつた。(広報広聴担当、生活福祉課、高齢者福祉課、子ども施設課、安全支援課、選挙管理委員会事務局)

b 事案の決定手続に誤りがあるもの

(a) 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあつた。(産業振興課、経営支援課)

(b) 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあつた。(都市整備課)

(c) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあつた。(産業振興課、保健計画課、建築指導課)

(d) 墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則に定める教育長が教育委員会より委任された事務以外の事務について臨時に代理することができる」とされているものを、課長の専決としているものがあつた。(地域教育支援課)

イ 指導・注意事項

以下の事務については、指摘事項とするまでには至らなかったものの、監査現場で指導・注意を行い、事実確認及び処理結果の報告により訂正等を確認している。

(ア) 出勤簿、休暇等に関するもの

- a 妊婦通勤時間で、休暇等と引き続く時間に承認されているものがあつた。
(2課)
- b 短期の介護休暇で、取得可能日数を超えて承認されているものがあつた。
(1課)
- c 慶弔休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあつた。(26課)

(イ) 職務専念義務免除に関するもの

- a 健康管理職免で、参加が確認できる書面(写し)が所属で保管されていないものがあつた。(1課)
- b 健康管理職免で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあつた。(1課)

(ウ) 旅行命令に関するもの

- a 出張の後に帰庁せず、休暇等を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあつた。(8課)
- b 片道運賃で算出する区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、往復の旅費が支給されているものがあつた。(5課)
- c 旅行経路の一部に通勤手当支給区間があるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、当該区間を含めた運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(16課)
- d 複数路線を乗り継いだ区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、路線別に初乗りの運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(4課)

(エ) 臨時職員に関するもの(令和元年度の任用に関するもの)

- a 出勤簿で、休暇等の表示や押印に漏れや誤りがあるもの、鉛筆書きによるものがあつた。(9課)

(オ) 歳入・歳出における執行手続に関するもの

- a 金銭出納員の収納金で、即日(即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日)指定金融機関、収納代理金融機関に払い込まれていないものがあつた。(3課)
- b 前渡金の精算で、その用件終了後5日以内に行われていないものがあつた。(2課)
- c 5,000円以上の資金の前渡を受けた者は、その現金を確実な金融機関に預金しなければならないが、預金をせずに現金で保管されていたものがあつた。(4課)
- d 現金出納や郵券受払で帳簿を備えていないものがあつた。(11課)

- e 現金出納簿や郵券受払簿で、金額、日付、枚数及び月計・累計の記帳漏れや記帳誤りがあるもの、手書きで作成されていないものがあった。(3 3 課)

(カ) 契約、契約履行に関するもの

- a 主管課契約で、備品購入費として予算執行すべきものを一般需用費（消耗品費）で契約締結し、支出しているものがあった。(2 課)
- b 委託契約で、契約書・仕様書に定めのある実施計画書や作業報告書等が提出されていないものがあった。(5 課)
- c 委託契約で、報告書等が仕様書に定められた期限を過ぎて提出されているものがあった。(1 課)
- d 検収調書で、宛先の記載漏れや検査員の職の記載誤りのあるものがあった。(2 課)

(キ) 補助金等に関するもの

- a 要綱に定めのある事業実績報告書や収支報告書が提出されていないものがあった。(1 課)
- b 事業終了報告書が要綱に定められた期限を過ぎて提出されているものがあった。(1 課)

(ク) 指定管理者に関するもの

- a 協定書に定めのある報告事項のうち、管理経費等の収支状況やモニタリングの結果等の報告が行われていないものがあった。(3 課)

(ケ) 備品管理に関するもの

- a 廃棄手続を行わずに廃棄されているものがあった。(1 課)
- b 備品にラベルが貼付されていないものがあった。(2 課)

(2) 行政監査

「職員の仕事と子育ての両立に向けた取組」について、「行動計画」にある3つの数値目標の達成度や各課の取組など、5 5 課から調書を徴し、定期監査時にヒアリングを行った。

その結果、1 点目の数値目標である「職員1人あたりの年次有給休暇取得日数割合を付与日数の80%とする。また、年次有給休暇を年5日以上取得する職員の割合を100%とする」について、監査を行った各課の対象総職員数に対する達成割合は、それぞれ58.2%と94.4%であり、年次有給休暇取得日数割合は、更なる取組が必要と思われる結果となった。

2 点目の「子が出生した男性職員の育児休業（部分休業）取得率を20%とする」という数値目標においては、対象男性職員の23.8%が取得し、目標

数値を上回る結果となった。

3点目の「職員1人あたりの平均超過勤務時間を、年48時間（月平均4時間）以下とする」という数値目標においては、達成している課はわずか4課のみに留まる結果となったが、達成できていない各課においては業務分担の見直し、業務量の平準化、ペーパーレス化・システム化等による事務改善や課内・係内の協力体制の強化などに取り組んでいることが伺われた。

9 監査委員意見

以下については、監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

(1) 適正な事務の執行と取組について

今回の監査で指摘した事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものについては、昨年度より件数としては若干減ったものの、依然として多くの課において確認された。これまでも指摘している事項であるため、同様のミスを繰り返し起こさないようその要因をしっかりと検証し、削減に向けた取組を継続して行われたい。

昨年度、複数のミスがあった特殊勤務手当の誤支給については、今回の監査においては1件も確認されなかった。これは、職員への指導やチェック体制の強化が図られたものと評価する。次年度以降においてもミスが生じないように、引き続き着実に取り組まれない。

また、指導・注意事項とした項目のように現金出納簿等の記帳漏れや記帳誤りが依然として多く見られた。所管課においては、マニュアルの改訂を行うなど一定の改善を図っているが、依然としてミスが散見されるのは、周知が不足しているものと考えられる。所管課においては周知を徹底するとともに、各課においても、職員間の情報の共有化に努められたい。

区では令和2年3月に墨田区内部統制基本方針を策定し、内部統制体制の整備を進め、リスクマネジメントの強化を図っているところである。

今年度の定期監査（第1回）監査結果報告書でも述べたが、より区民に信頼される区政の実現を目指すためには、業務の適正な執行を確保することが不可欠である。今一度、管理監督者による職員への適切な指導及び組織としてのチェック体制の構築について要望する。

(2) 「職員の仕事と子育ての両立に向けた取組」について

「行動計画」にある「職員1人あたりの年次有給休暇取得日数割合を付与日数の80%とする」という数値目標においては、繁忙期の対応や現下の新型コロナウイルス感染症対策の対応などで困難な点もあると思われるが、目標の達成には、計画的に取得できるよう職場全体で取り組むことが望まれる。また、「年次有給休暇を年5日以上取得する職員の割合を100%とする」という数

値目標においては、今一步の努力で達成できるものと思われる。

次に、「子が出生した男性職員の育児休業（部分休業）取得率を20%とする」という数値目標においては、取得率は23.8%と数値目標を上回っているため、引き続き子育てがしやすい職場となるよう、職場の協力体制や環境づくりに努められたい。

次に、「職員1人あたりの平均超過勤務時間を、年48時間（月平均4時間）以下とする」という数値目標においては、年48時間を超える職員がいる課は51課に及んでいる。各課では業務分担の見直しなどの取組を行っているが、管理監督者においては職員一人ひとりにしっかりと目を配り、リーダーシップを発揮しながら目標達成に望まれたい。

また「行動計画」においては、勤務時間の弾力的な運用として、在宅勤務（テレワーク）やフレックスタイムなど、柔軟な働き方についても述べられている。

区では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、昨年より在宅勤務（テレワーク）を全庁的に実施してきた経緯があるが、この実施により浮かび上がった課題をしっかりと検証し、職員のライフステージに応じた柔軟な働き方の実現や、それぞれの職員が仕事と子育ての両立した職務執行に生きがいと誇りを持てる環境づくりに、これからも鋭意努力されたい。

(別表)

対 象 部 局	
企画経営室	行政経営担当
	政策担当
	公共施設マネジメント担当
	財政担当
	秘書担当
	広報広聴担当
	情報システム担当
総務部	総務課
	法務課
	職員課
	契約課
	人権同和・男女共同参画課
	営繕課
区民部	窓口課
	国保年金課
	税務課
地域力支援部	地域活動推進課
	文化芸術振興課
	スポーツ振興課
	オリンピック・パラリンピック室
産業観光部	産業振興課
	経営支援課
	観光課
福祉保健部	厚生課
	生活福祉課
	障害者福祉課
	介護保険課
	高齢者福祉課

対 象 部 局	
保健衛生担当	保健計画課
	生活衛生課
	保健予防課
子ども・子育て支援部	子育て支援課
	子育て政策課
	子ども施設課
都市計画部	都市計画課
	住宅課
	建築指導課
	防災まちづくり課
危機管理担当	防災課
	安全支援課
都市整備部	都市整備課
	土木管理課
	道路公園課
環境担当	環境保全課
立体化推進担当	立体化推進課
	拠点整備課
会計管理室	会計管理担当
教育委員会事務局	庶務課
	学務課
	指導室
	すみだ教育研究所
	地域教育支援課
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
区議会事務局	

第2 随時監査（その1）

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項及び第5項

2 工事監査

(1) 工事件名

すみだ福祉保健センター外壁改修その他工事

(2) 工事概要

本工事は、公共施設（建物）長期修繕計画に基づき、平成元年に竣工したすみだ福祉保健センターに外壁改修等の計画的な予防保全を行い、その長寿命化、公共施設の建替えに要する費用の平準化等を図るものである。

工事件名	すみだ福祉保健センター外壁改修その他工事
工事場所	墨田区向島三丁目36番7号
工 期	契約締結の日の翌日から令和3年3月15日まで
工事内容	【改修建物概要】 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造、地下1階 地上5階建、 延床面積 5729.24 m ² (用途) 高齢者及び障害者福祉施設、診療施設等 【改修内容】 <ul style="list-style-type: none">・外壁改修工事（軒裏天井貼替含む。）・外壁目地、サッシシール改修工事・鋼製建具等塗装改修工事・屋上防水改修工事（屋根、屋外階段含む。）・内部天井改修工事（空調ドレン管取替えに必要な範囲）・空気調和設備改修工事（4階ドレン管取替、ベントキャップ取替等）・衛生設備改修工事（地下1階揚水ポンプ取替、4階女子トイレ便器取替、アラーム弁取替等）
工事委任課	墨田区福祉保健部厚生課
工事受任課	墨田区総務部営繕課

(令和3年1月27日現在)

3 監査実施期間

令和2年12月9日（水）から令和3年1月27日（水）まで

4 監査方針

工事が適法かつ合理的、能率的に行われているか、また、経済的に妥当である

かについて財務事務、技術の両面から監査を実施した。

5 事前調査

(1) 工事技術調査

本工事は、大規模な建築工事であることから、より専門的で技術的な工事監査を目指すため、「公益社団法人大阪技術振興協会」に主に次の項目について工事技術調査を委託した。

ア 工事は設計（設計、積算、仕様書）に従い、適正かつ予定どおりに行われているか。

イ 施工管理（監督、現場管理）は適正に行われているか。

ウ 施工は設計図と相違なく行われているか。

(2) 調査結果

当該団体から派遣された技術士により、令和2年12月9日（水）に実地調査を行った結果、特に指摘事項はなかった。

6 監査結果

工事技術調査の結果をもとに、令和3年1月27日（水）に実地監査を行った結果、工事は適正に行われており特に指摘する事項はなかった。

なお、指摘事項とするまでには至らなかったものの、設計図面の一部において数値の記載に誤りがあった。

7 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

監査の結果、特に指摘する事項はなかったものの、設計図面の一部において数値の記載に誤りがあった。この誤りが、工事の施行に影響を及ぼすことはなかったものの、事前の精査が不十分であったと言わざるを得ない。今後はこのようなことがないよう、設計や起工などの段階における十分な精査を望むものである。

また、今回の工事については、施設の運営を止めることなく工事を施行したものであるが、今後も同様の工事等を施行する際は、利用者の安全に十分配慮し、事故等を発生することがないよう努められたい。

第3 随時監査（その2）

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項及び第5項

2 工事監査

（1）工事件名

平井橋補修工事

（2）工事概要

本工事は、墨田区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、昭和55年に架設した平井橋に予防的な修繕を行い、その長寿命化、橋梁の架替えに要する費用の平準化等を図るものである。

工事件名	平井橋補修工事
工事場所	平井橋（墨田区立花三丁目29番先から江戸川区平井六丁目17番先まで）
工 期	契約締結の日の翌日から令和3年3月18日まで
工事内容	伸縮装置取替工 桁補修工 支承補強工 ひびわれ補修工 断面修復工 その他
工事所管課	墨田区都市整備部道路公園課

（令和3年2月10日現在）

3 監査実施期間

令和2年12月23日（水）から令和3年2月10日（水）まで

4 監査方針

工事が適法かつ合理的、能率的に行われているか、また、経済的に妥当であるかについて財務事務、技術の両面から監査を実施した。

5 事前調査

（1）工事技術調査

本工事は、大規模な橋梁工事であることから、より専門的で技術的な工事監査を目指すため、「公益社団法人大阪技術振興協会」に主に次の項目について工事技術調査を委託した。

- ア 工事は設計（設計、積算、仕様書）に従い、適正かつ予定どおりに行われているか。
- イ 施工管理（監督、現場管理）は適正に行われているか。
- ウ 施工は設計図と相違なく行われているか。

（２）調査結果

当該団体から派遣された技術士により、令和２年１２月２３日（水）に現地調査を行った結果、特に指摘事項はなかった。

なお、今後、留意すべき事項等として、請負人から提出されていた監理技術者資格者証の写しが有効期限を過ぎているものであったことなどが挙げられた。

６ 監査結果

工事技術調査の結果をもとに、令和３年２月１０日（水）に現地監査を行った結果、工事は適正に行われており特に指摘する事項はなかった。

７ 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第１９９条第１０項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

監査の結果、特に指摘する事項はなかったが、現地監査に先立ち実施した工事技術調査では留意すべき事項等として請負人から提出されていた監理技術者資格者証の写しが有効期限を過ぎているものであったことなどが挙げられた。監理技術者の資格については、工事現場で本人に監理技術者資格者証の提示を求め、適正に更新していることが確認されていたところであり、現地監査においても、有効な監理技術者資格者証の写しが改めて区に提出されていることを確認した。今後、請負人提出書類の処理に当たっては、その内容についても必要な確認を行うなど、適正な工事の施行に取り組まれない。